

北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告掲載事業者募集要項

1 募集要項の趣旨

この募集要項は、公用車（シャトルワゴン車）広告掲載事業者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載事業者の定義

広告掲載事業者は、広告主を募集し広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等とする。

3 募集の目的

北名古屋市（以下「市」という。）が所有する公用車（シャトルワゴン車）について、側面及び後面に広告を掲載することにより、市の収入確保と公用車広告掲載事業者等の地域貢献機会を提供することを目的とする。

4 募集する広告の仕様等

掲 載 車 両	市役所東西庁舎間を市役所開庁日に1日18往復するシャトルワゴン車（トヨタハイエース）1台
掲 載 位 置	別紙のとおり
規 格	側面 縦450mm×横300mm 2箇所 後面 ① 縦250mm×横1000mm 1箇所 ② 縦200mm×横600mm 2箇所
材 質	特殊フィルム又はマグネットシート（貼付及び撤去の際に車両塗装に影響のないもの）
掲 載 期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（12箇月）
広告掲載料	側面 1枠12,000円 後面 ① 12,000円 ② 1枠12,000円 ※別途市が指定する期日までに納付する。

5 広告内容等

- (1) 広告を作成するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後

に広告物を製作しなければならない。

- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができるものとする。

6 申込方法

広告掲載事業者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	平成30年2月1日（木）から2月16日（金）まで（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで） ただし、募集期間内に申込みがない場合は、募集期間終了後、随時受付を行う。
提出場所	市役所西庁舎3階 総務部総務課
提出書類	1 北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告申込書（様式第1） 2 添付書類 (1) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市町村で取得できます。 (2) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※ 市に納税義務がある場合は、納税証明書の提出は不要 (3) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
備考	1 申込時には必ずしも広告案の提出を要しないものとし、事業者の決定後、別途市長が指定する日（概ね3月中旬頃）までに提出するものとする。 2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。 3 提出された書類は、原則として返却しないものとする。

7 広告掲載事業者の選定方法

- (1) 申込者が複数あるときは、抽選により広告掲載事業者を決定する。ただし、募集期間内に申込者がなく、募集期間終了後に申込みを受け付ける場合は、先着順とする。
- (2) 選定結果については、北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告承認・不承認決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。
- (3) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (4) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。

8 確認書の締結

市と広告掲載事業者は、広告の掲載に関して確認書を締結するものとする。

9 広告募集上の注意事項

広告掲載事業者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。また、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

10 経費負担

- (1) 広告物の製作、掲載及び撤去費用は、広告掲載事業者の負担とする。
- (2) 広告掲載期間中に広告物の破損、汚損、紛失等があった場合の修復等に要する費用は、広告掲載事業者の負担とする。

11 使用の中止

- (1) 市は、広告の掲載が不適切と認めるときは、使用を中止することができる。
- (2) 使用中止の事由が、広告掲載事業者又は広告内容の事業者等の責に帰すべきものである場合は、掲載料は還付しない。ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるが、還付する広告掲載料には利子を付さない。

12 広告料の還付

第11の(2)の規定により広告料を返還する額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間（1箇月に満たないときは1箇月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

13 苦情等への対応

広告掲載事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

14 不測の事態への対応

不測の事態が発生した場合は、別途協議の上、対処するものとする。

15 運行コースについて

市は、乗車率等を考慮し運行コースを変更することができる。

1 6 問合せ先

総務部総務課

〒481-8531 北名古屋市役所（西庁舎3階）

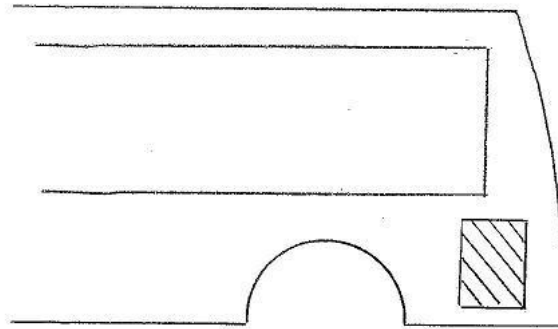
北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111（内線2346）

別紙 広告掲載位置

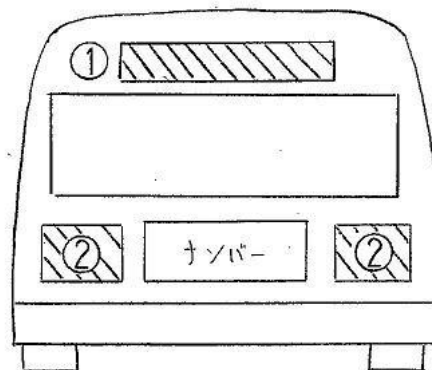
広 告 掲 載 位 置

1 側 面



※ 縦450mm×横300mm 2か所

2 後 面



※① 縦250mm×横1000mm 1か所

② 縦200mm×横 600mm 2か所

様式第 1 （第 6 関係）

北名古屋市公用車（シャトルワゴン車） 広告申込書

年 月 日

（あて先）北名古屋市長

北名古屋市公用車（シャトルワゴン車） 広告掲載事業者募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

住所又は所在地	
名称及び代表者氏名	(印)
電話・FAX	
E-mail	
担当者氏名及び連絡先	
業種	広告取扱業 その他()業)
希望する広告の規格等 ※希望するものにレ点を記入	☐ 右側面 縦450mm×横300mm ☐ 左側面 縦450mm×横300mm ☐ 後面① 縦250mm×横1000mm ☐ 後面右② 縦200mm×横600mm ☐ 後面左② 縦200mm×横600mm
提出書類 ※ 提出物にレ点を記入	☐ 広告案 ☐ 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地で取得できます。 ☐ 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※北名古屋市に納税義務のある方は、納税証明書の提出は不要です。 ☐ 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
確認事項 （要綱第3条関係） ※ 各項目に同意してレ点を記入	☐ 北名古屋市（法人・個人）市民税の未納はありません。また、北名古屋市がこの納税状況について確認することに同意します。 ☐ 暴力団又は、暴力団の構成員ではありません。
備考	

様式第 2（第 7 関係）

北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日

様

北名古屋市長 長 瀬 保

平成 年 月 日付けで申し込みのありました北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	☐ 承認する ☐ 承認しない
	(承認しない理由)
規 格	
掲載期間	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 月まで
掲 載 料	円
そ の 他	広告案は平成 3 0 年 3 月 1 7 日までに提出してください。 掲載料につきましては、別途市が定める日までに納付してください。

北名古屋市公用車（シャトルワゴン車） 広告掲載に関する契約書

北名古屋市（以下「甲」という。）と、●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）の広告掲載に関する契約書を締結する。

1 目的

甲は、自主財源確保及び民間企業等の地域貢献機会を提供するため、市の公用車（シャトルワゴン車）を広告媒体として活用し、乙は、（**広告取扱業者の場合：又は広告内容の事業者等**）これに**法人その他の団体又は個人**の広告を掲載し、その対価として広告掲載料を納付するものとする。

2 広告の仕様等

掲載車両	市役所東西庁舎間を土日、祝日を除く月曜日から金曜日まで1日18往復するシャトルワゴン車(トヨタハイエース)1台
掲載位置	別紙のとおり
規格	右側面 縦450mm×横300mm 左側面 縦450mm×横300mm 後面① 縦250mm×横1000mm 後面右② 縦200mm×横600mm 後面左② 縦200mm×横600mm
材質	特殊フィルム又はマグネットシート（貼付および撤去の際に車両塗装に影響のないもの）
掲載期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで(12箇月)
掲載料及び納付期限等	納入通知書により●●●円を納付通知書に記載された納付期限までに収める。

3 広告製作上の注意事項

- (1) 広告を製作するに当たっては、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号）北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行）及び北名古屋市公用車（シャトルワゴン車）広告募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 乙は、広告内容、色、形状等の仕様について、事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に広告を製作しなければならない。
- (3) 甲は、前項の承諾を行うに際して、乙に対し広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。
- (4) （**広告取扱業者の場合**）乙は、自らが**広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない**。また、乙は、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

4 経費負担

広告物の製作費用、広告の掲載及び撤去の全ての経費は、乙の負担とするものとする。

また、広告掲載期間中、広告物の破損、汚損若しくは紛失等があった場合修繕等に要する全ての経緯は、乙の負担とするものとする。

5 掲載の中止及び広告掲載料の還付

- (1) 甲は、広告を掲載することが不適切と認めるときは、掲載を中止することができる。
- (2) 前項の使用中止の事由が、乙（**広告取扱業者の場合：又は広告内容の事業者等**）の責に帰すべきものである場合は、掲載料は返還しない。
ただし、広告掲載事業者の責めに帰すことができない理由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができるものとする。
- (3) 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告を掲載できなかった日の公告掲載料とし、日額●円とする。また、月額●円を超えないものとする。
- (4) 乙は、前項の規定により広告掲載料の還付を受けようとするときは、書面により甲に請求するものとする。
- (5) 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

6 契約の解除

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 広告の内容が広告案と著しく相違するとき。
- (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
- (3) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載を適当でないと認めたとき。
- (5) 甲が前項の規定により契約を解除する場合は、これによって生じる損害については、その責めを負わないものとする。

7 秘密の保持

乙は、広告掲載に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が修了し、又は解除された後においても同様とする。

8 損害賠償

- (1) 乙は、広告の内容に関するすべての責任を負わなければならない。
- (2) 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、甲に対して保証するものとする。
- (3) 乙は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

9 調査及び報告

乙がこの契約の定めに違反したときは、甲は乙に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

10 権利義務の譲渡禁止

乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

11 苦情等への対応

乙は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

12 契約の費用

この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

13 その他

本確認書に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この確認事項につき双方が承認していることを証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名・押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成●年●月●日

甲 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地
北名古屋市長 ○○ ○○ 印

乙

以下は参考資料

北名古屋市広告掲載料還付請求書

年 月 日

(あて先) 北名古屋市長

(請求者)
住所又は所在地

名称及び代表者氏名 ⑩

北名古屋市広告掲載料について、北名古屋市広告掲載要綱第9条の規定に基づき、次のとおり還付を請求します。

還付理由及び 還付請求額	還付理由	
	還付（請求）額 金 円 ①納付金額 円 ②積算根拠：（ 円× 日） 年 月 日から 年 月 日まで（計 日）	
振込金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農 協 本店 支店 出張所	
	預金種別	1 普通 2 当座
	口座番号	
	(カタカナ) 口座名義	

(注) 口座名義は、請求者本人としてください。

北名古屋市広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

北名古屋市長



年 月 日付けで決定した広告の掲載については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由